

はじめに

本年4月、障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、我が国の高等教育機関における障害学生支援も大きな転換期を迎えました。全ての高等教育機関において、学生を含む障害者への差別的取扱いの禁止が義務化され、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。また、国立大学等には障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成が義務付けられ、公立大学等は努力義務、私立大学等については、昨年11月に告示された文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下、対応指針)に基づき、適切な対応を行なうことが求められています。

また、当機構については、対応指針に関する文部科学省通知(27文科高第849号)において、対応指針の内容を踏まえ、大学等における障害学生支援の充実に資する事業の推進に努めるよう、求められています。

こうした状況を踏まえ、当機構では平成26年度より「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の分析報告を公表しています。平成17年度より毎年実施してきた調査の結果について、その経年推移や現状を障害種別や学校種別等で分析することにより、大学等における障害学生支援の課題をより明らかにし、各大学等における障害学生支援の参考資料として提供するとともに、今後の当機構の障害学生支援事業の推進、調査内容の改善等に役立てることを目的としています。

平成27年度調査・分析にあたっては、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の委員の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像を、「支援体制の構築について」「支援の水準について」「発達障害学生支援の課題」「障害学生支援の経年推移」「自由記述に見る障害学生支援の課題」の5つのテーマについて分析を行いました。

本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

分析のための訪問調査等にご協力いただきました大学等関係者の皆様、調査・分析にご協力いただき、分析報告をご執筆いただきました研究者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成28年9月1日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課